

## 分権時代における県の在り方検討委員会開催要綱

### (目的)

第1条 地方分権の進展等に伴い、県を取り巻く環境が大きく変化しつつあることを踏まえ、今後の県の在り方について調査・研究を行い、その成果を県政運営に活かすとともに国等へ提言していくため、「分権時代における県の在り方検討委員会」(以下「委員会」という。)を開催する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査・研究する。

- (1) 分権時代における県の機能・役割
- (2) 県と市町村の役割分担の在り方
- (3) 県境を越えた地域課題への対応
- (4) 道州制などの広域行政制度

### (構成)

第3条 委員会は、委員6名をもって構成する。

- 2 委員会に特別委員を置くことができる。
- 3 委員及び特別委員は、学識経験のある者のうちから知事が依頼する。

### (座長等)

第4条 委員会に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は委員の互選により選出し、副座長は座長があらかじめ委員の中から指名する。
- 3 座長は会務を総理し、座長が不在のとき、又は座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

### (事務局)

第5条 委員会の事務局は、総務部総務課内に置く。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成15年6月17日から施行し、平成17年3月31日をもって廃止する。